

# 豊島区広告掲載取扱要綱

平成 18 年 2 月 9 日  
部 長 決 定

制定 平成 18 年 2 月 9 日

改正 平成 19 年 4 月 1 日

## (目的)

第 1 条 この要綱は、豊島区（以下「区」という。）の広告媒体への民間企業等の広告掲載に関して必要な事項を定め、もって区が有する、または利用可能な資産について、その効用及び信頼性を損なうことなく広告媒体として活用し、地域経済の活性化及び区民サービスの向上を図ることを目的とする。

## (広告掲載の媒体、位置及び規格)

第 2 条 広告を掲載する媒体、位置及び規格は、各主管課長が別に定める。

## (広告の種類及び範囲)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 広告の責任所在（広告主名等）が明記されていないもの
- (2) 虚偽または内容が不明確なもの
- (3) 政治活動及び宗教活動に関するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定される営業及び類似の営業に関するもの
- (5) 個人や団体の意見広告に関するもの
- (6) 個人情報に関する取り扱いが不適切であると認められるもの
- (7) 人権侵害、信用毀損、業務妨害等を引き起こすおそれのあるもの
- (8) 肖像権、著作権の侵害を引き起こすおそれのあるもの
- (9) 各種法令による広告規制に違反するもの
- (10) 各業界自主基準の定める表示事項を適切に表示していないもの
- (11) 不良な商品の販売や詐欺的商法などにより社会問題となっている事項に関するもの
- (12) 社会的に認められていない許認可、資格などを用いて権威付けを行うもの
- (13) 比較または優位性を示す表現について、その条件の明示及び確実な事実の裏付けが示されていないもの
- (14) 事実でないのに区が広告主を支持、またはその商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの
- (15) 投機、射幸心を著しくあおる内容のもの
- (16) 非科学的または迷信に類する内容のもの
- (17) 暴力団その他反社会的団体が関与すると認められるもの

- (18)暴力、とばく、薬物犯罪、売春などの反社会的行為を肯定、美化したもの
- (19)醜悪、残虐、猟奇的で不快感を与えるおそれがあるもの
- (20)性に関する表現で、露骨、わいせつなもの
- (21)風紀を乱したり、犯罪を誘発するおそれのあるもの
- (22)その他、各主管課長が不相当と認めたもの

(広告の掲載料、納入方法等)

第4条 広告の掲載料、納入方法等は、各主管課長が別途定める。

(広告の募集方法、選定方法等)

第5条 広告の募集方法、選定方法、その他必要な事務手続等は、各主管課長が別に定める。

(審査機関)

第6条 広告掲載の可否を審査するため、豊島区広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設ける。

- 2 審査委員会の委員長は政策経営部長とし、委員は政策経営部広報課長、総務部総務課長、文化商工部生活産業課長、池袋保健所生活衛生課長、都市整備部建築指導課長をもって充てる。
- 3 委員長は第2項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を、臨時の委員として加えることができるものとする。
- 4 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第7条 審査委員会の会議は、広告内容等広告の提出に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 審査委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を主管する課長を審査委員会に出席させ、その意見または説明を求めるものとする。
- 6 委員長は必要があると認めたときは、審査委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、政策経営部広報課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は広報課長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 次の各号に掲げる要綱は廃止する。

(1) 広報としま広告取扱要綱（平成15年5月1日決裁）

(2) 豊島区区民便利帳広告掲載取扱要綱（昭和60年6月18日決裁）

(3) 豊島区ホームページ広告掲載取扱要綱（平成14年5月30日決裁）

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。